

高知大学教育学部 附属小・中学校

避難所運営マニュアル

津波浸水のおそれがあるため、まずは津波避難をしましょう。

津波避難場所：小学校校舎屋上



★この避難所運営マニュアルは、**万能ではありません。**

災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。



小高坂防災連合会

高知市

令和3年2月作成

令和6年7月改訂

【指示書】避難されてきた皆さんへ

避難者は屋外で待機します。

●安全な場所で待機してください。状況に応じて、待機場所を変更してください。傷病者や体調不良者がいる場合は別途対応が必要です（すでに施設内に避難している人がいる場合は、再度案内をしましょう）。

- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。
- 高知市では、一般避難所で受け入れた要配慮者のスクリーニングを、原則、市職員が行い、必要な場合には、福祉避難所などに移送します。
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する方のこと

これから避難所の開設を始めます。



1 マニュアルを取り出します。

小学校体育館2階から
マニュアルを取り出します。



2 リーダーと副リーダー（リーダーの補助役）
を決めましょう。

リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。
避難者全員で助け合って、作業を進めます。

○リーダーになったあなたは・・・マニュアルを手に取り、「リーダーカード」を確認し指示を出してください。周囲の協力を募り、落ち着いて行動しましょう（事前に決めていたリーダー候補者が来れば交代することもできます）。

○副リーダーになったあなたは・・・リーダーの補助を行います。リーダーは本部で全体を統括する必要があるため、その間、リーダーと各チーム長をつなぎ、指示系統や情報伝達に混乱が生じないように常に情報、状況の共有を図ってください。

目次

附属小・中学校避難運営の心得

避難所運営の流れ

1 避難所を開設するための準備

- 1 避難所を開設するための準備 **リーダーカード**
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

2 避難者の受入れ

- 2 避難者の受入れ **リーダーカード**
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 トイレの巡回確認
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 ペットの受入れ
- 2-7 食料・物資の配給
- 2-8 被災者への情報伝達
- 2-9 災害対策本部との連絡

3 避難所の運営

- 3 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

4 基本情報

- 4 基本情報

附属小・中学校避難所運営の心得

●目標

- ① 避難所での人的被害を拡大しない。
- ② 地域住民による自治を基本として運営を行う。
- ③ 在宅避難者等のニーズに対応できる被災者支援拠点の役割を果たす。

●運営3原則

- ① 共助 大変な時だからこそ、しっかり助け合う。
- ② 自助 大変な時だからこそ、自分でできる事を。
- ③ 改善 昨日より今日、今日より明日を最もいいものに。

●行動5原則

- ① グループで行動。
- ② 判断を共有する。
- ③ 状況を共有する。
- ④ 感謝する。
- ⑤ 記録する。



※この附属小・中学校の避難所運営マニュアルは、
万能ではありません。

いざというとき、マニュアルでは対処できないことが出てくることが考えられます。
災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて変化するものと考えます。

その時困らないためには、皆さんひとり一人の力が必要です。

避難所運営は、避難所に避難された方々が
自ら運営することを基本としています。

避難された方々が協力し、助け合い、安全に運営されることを望みます。
その参考になれば幸いです。

避難所運営の流れ ①

津波からの避難（小学校屋上）

避難所へ
集まった人

小学校体育館2階
からマニュアルを
入手します。

リーダー及び
小学校・中学校の各リーダー
を決めます。

避難者に
屋外で待機を
お願いします。

リーダーがチーム長を決め、「避難所を開設するための準備」のカードを
各チーム長に渡し、作業を指示します。

1-1 避難所の安全確認

→避難所として使用可能か確認します。



使用不可能

ほかの
避難所へ

使用可能



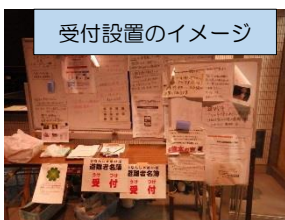
1 避難所を開設するための準備

1-2 受付の設置

受付設置チーム



→受付を設置します。



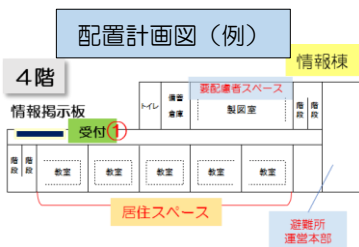
受付設置のイメージ

1-3 避難所の区割り

区割りチーム



→避難所の区割りを
行います。



訓練時の区割りの様子



避難者カード
などを
準備する。



1-4 トイレの確保

トイレチーム



→既存トイレを立入禁止に
し、簡易トイレを設置
します。

簡易トイレ設置
イメージ



移行

避難所開設の準備が整ったら、避難者の受入れに移行します。

→次のページ参照

避難所運営の流れ ②

リーダーがチーム長を決め、「避難所の受入れ」のカードを渡し、作業を指示します。

リーダー

避難者の受入れ



《役割について》

《内容》

- 2-1 避難者の受付
避難者の受付を行います。
- 2-2 居住スペースへの誘導
避難者を居住スペースまで誘導します。
- 2-3 トイレの巡回確認
トイレが適切に使用されているか、巡回し確認します。
- 2-4 傷病者の把握・応急対策
救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
要配慮者を把握して、要配慮者スペースに誘導し、共助でできる範囲で生活支援を行います。
- 2-6 ペットの受入れ
ペットスペースの設置、ペット同行避難者を把握します。
- 2-7 食料・物資の配給
食料や物資などの配給を行います。
- 2-8 被災者への情報伝達
避難者に対して、情報伝達を行います。
- 2-9 災害対策本部との連絡
災害対策本部と連絡を取ります。

氏名	性別	年齢	職業	住所	備考
田中 太郎	男	45	会社員	高知市	
山田 花子	女	35	主婦	高知市	
佐藤 健一	男	60	定年退職	高知市	
鈴木 美咲	女	20	学生	高知市	
高橋 誠二	男	55	会社員	高知市	
渡辺 真由	女	40	会社員	高知市	
小林 大輔	男	30	会社員	高知市	
中村 由香	女	25	会社員	高知市	
藤村 拓也	男	15	学生	高知市	
松本 千恵	女	50	会社員	高知市	
伊藤 隆夫	男	70	定年退職	高知市	
清水 舞	女	18	学生	高知市	
山崎 浩二	男	40	会社員	高知市	
佐々木 結衣	女	22	会社員	高知市	
高木 健太	男	38	会社員	高知市	
坂本 美穂	女	32	会社員	高知市	
田村 大志	男	28	会社員	高知市	
中野 真由美	女	27	会社員	高知市	
小野 拓海	男	16	学生	高知市	
山本 千尋	女	48	会社員	高知市	
伊藤 隆夫	男	70	定年退職	高知市	
清水 舞	女	18	学生	高知市	
山崎 浩二	男	40	会社員	高知市	
佐々木 結衣	女	22	会社員	高知市	
高木 健太	男	38	会社員	高知市	
坂本 美穂	女	32	会社員	高知市	
田村 大志	男	28	会社員	高知市	
中野 真由美	女	27	会社員	高知市	
小野 拓海	男	16	学生	高知市	
山本 千尋	女	48	会社員	高知市	

避難者名簿

2 避難者の受入れ

受付チームが作成した避難者名簿に基づき、状況連絡表を作成する

避難所運営に関する担当機関の連絡先

災害対策本部

高知市役所

TEL : 088-822-8111 (代表)

リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させます。

3-1 避難所運営委員会の設置

3-2 活動内容 (班ごとの役割やスケジュール)

3-3 避難所のルール

閉鎖に向けた動き

3 避難所の運営

撤収



**要配慮者
本人
また その家族**



**避難所運営
スタッフ**



市職員など

要配慮者用の受付に並ぶ。

- ・避難者名簿に記入する。
- ・避難者カードを受け取り、記入する。

要配慮者とその家族の方を、要配慮者用の受付に誘導する。

(2-1 受付チーム)

判断基準 (例)

- 病院
治療が必要な方
…発熱・下痢・嘔吐など
 - 福祉避難所
日常生活に全介助が必要な方
…食事や排せつ、移動が一人でできないなど
- ※ 参考
「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府・R3改定)


誘導チームの聞き取り調査に答える。




「聞き取りシート」に基づき、聞き取りを行い、居住スペースへ誘導する。

(2-2 誘導チーム)

家族と避難所運営スタッフが協力し、生活支援を行う。




福祉避難所などへの移送が必要と考えられる場合




スクリーニングの結果によって、福祉避難所や医療機関へ移動する。

災害対策本部に、「スクリーニング要請」を行う。


(2-9 総務チーム)



市職員などが要配慮者のスクリーニングを行う。



スクリーニングとは被災者の状況に応じて、適切な避難所または医療機関への移送を判断することです。



移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所施設職員が行う。

※①～④で対応できない場合は、その都度協議を行う。